

最低制限価格制度の計算方法の見直しについて

令和6年4月10日
契約検査室契約係

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に基づく最低制限価格の見直し要請により、最低制限価格制度の計算方法の見直しを行うもの

記

1 最低制限価格制度における算定基礎額について

業務	現行	改定後
測量業務	設定範囲：10分の6～10分の <u>8</u> ・直接測量費×10分の10 ・測量調査費×10分の10 ・諸経費 ×10分の <u>4.8</u>	設定範囲：10分の6～10分の <u>8.2</u> ・直接測量費×10分の10 ・測量調査費×10分の10 ・諸経費 ×10分の <u>5</u>
建築関係の建設コンサルタント業務	設定範囲：10分の6～10分の8 ・直接人件費 ×10分の10 ・特別経費 ×10分の10 ・技術料等経費×10分の6 ・諸経費 ×10分の6	設定範囲：10分の6～10分の8 ・直接人件費 ×10分の10 ・特別経費 ×10分の10 ・技術料等経費×10分の6 ・諸経費 ×10分の6
土木関係の建設コンサルタント業務	設定範囲：10分の6～10分の <u>8</u> ・直接人件費 ×10分の10 ・直接経費 ×10分の10 ・その他原価 ×10分の9 ・一般管理費等×10分の <u>4.8</u>	設定範囲：10分の6～10分の <u>8.1</u> ・直接人件費 ×10分の10 ・直接経費 ×10分の10 ・その他原価 ×10分の9 ・一般管理費等×10分の <u>5</u>
補償関係コンサルタント業務	設定範囲：10分の6～10分の <u>8</u> ・直接人件費 ×10分の10 ・直接経費 ×10分の10 ・その他原価 ×10分の9 ・一般管理費等×10分の <u>4.5</u>	設定範囲：10分の6～10分の <u>8.1</u> ・直接人件費 ×10分の10 ・直接経費 ×10分の10 ・その他原価 ×10分の9 ・一般管理費等×10分の <u>5</u>
地質調査業務	設定範囲：3分の2～10分の8.5 ・直接調査費 ×10分の10 ・間接調査費 ×10分の9 ・解析等調査業務費×10分の8 ・諸経費 ×10分の <u>4.5</u>	設定範囲：3分の2～10分の8.5 ・直接調査費 ×10分の10 ・間接調査費 ×10分の9 ・解析等調査業務費×10分の8 ・諸経費 ×10分の <u>5</u>

2 施行日

令和6年4月10日以降入札公告又は指名通知を行う案件から適用